

各登録特定行為事業者 殿

茨城県保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

登録喀痰吸引等事業者の登録（変更）について（通知）

日頃から障害福祉サービスの円滑な運営に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年度から始まりました、登録喀痰吸引等事業者制度につきまして、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成 29 年 1 月以降の国家試験に合格した介護福祉士に喀痰吸引等の業務をさせる事業者は、喀痰吸引等実地研修実施体制を整備の上、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録（変更）が必要となります。

つきましては、登録特定行為事業者を対象として、下記のとおり登録喀痰吸引等事業者への変更登録届出書を受け付けますので、変更を希望する事業者は、内容を確認の上、変更手続きを行っていただくようお願いいたします。

なお、登録喀痰吸引等事業者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令附則第 11 条第 2 項第 6 号の規定により、毎年度 7 月末までに、喀痰吸引等実地研修実施結果を報告していただくこととなりますので、ご留意願います。

記

- 1 今回の申請対象事業者  
平成 30 年 7 月 18 日現在、登録特定行為事業者として登録のある事業者
- 2 申請方法  
茨城県保健福祉部障害福祉課自立支援担当あて、提出してください。
- 3 提出先・問い合わせ先  
提出先 : 〒310-8555  
茨城県水戸市笠原町 978-6  
茨城県保健福祉部障害福祉課自立支援担当  
☎029-301-3363（片岡）  
提出期限：期限は設けておりません。提出順に審査をし、登録が完了次第その旨通知いたします。
- 4 提出書類 各 1 部
  - (1) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（様式 3-2）
  - (2) 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿
  - (3) 介護福祉士登録証（写し）  
※ 平成 29 年 1 月以降の国家試験に合格した介護福祉士のものであること
  - (4) 実地研修実施方法書
  - (5) 最新の喀痰吸引実施マニュアル
  - (6) 返信用封筒 1 枚  
・表面に貴事業所の郵便番号、所在地、名称、担当者名を記載し、長 3 封筒に、82 円分の切手を貼り付けてください。
- 5 変更登録届出書に係る様式等の掲載先（HP）  
喀痰吸引について  
[http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/shofuku/e/01\\_jigyoushomu/04\\_tannkyuunn.html](http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/shofuku/e/01_jigyoushomu/04_tannkyuunn.html)  
茨城県ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > いばらきの障害福祉政策 > 障害福祉サービス・医療費助成について > 障害福祉サービス事業者向け情報 > 喀痰吸引について  
→ 喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請関係 (1) 申請に必要な書類と (3) 更新申請・変更届出・登録辞退届出 からダウンロードし、使用してください。